

に向け取組みを進めております。

これまでも既存の本市所管の建築物等について、バリアフリーに配慮した改修に努めるとともに、民間等の建築物等が新設若しくは改修(増築、改築、大規模な修繕、模様替)又は用途変更される場合においてもバリアフリーに配慮した計画とするよう指導、助言を行っております。併せて、バリアフリー法に基づき、鉄道事業者に対して駅舎のバリアフリー化の促進に向け、働きかけております。

また、大阪市交通バリアフリー基本構想を策定した市内25地区において、基本構想に則した特定事業計画に基づき、関係事業者が、駅舎や駅周辺の生活関連施設に至る道路、信号機等の重点的かつ一体的なバリアフリー化整備を推進しております。

本市では引き続き、バリアフリー法等にも則したひとにやさしいまちづくりに努めてまいります。また、ご要望いただきました公的機関への「音声標識ガイドシステム」の設置につきましては、区役所庁舎及び市役所本庁舎での設置に努めるとともに、関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

障がい者の住みよい街づくりを実現するため、新バリアフリー法の基づく整備に努められたい。特に昨年度に大阪メトロ全駅での可動式ホーム柵設置については、2025年度までに実施との回答をいただいたが、この間も全国でホーム落下事故が発生していることから、前倒しで実施するよう要望する。

また、「歩行時間延長信号機用小型送信機」に対応した音響式信号機、ならびに公的機関の出入口に設置されている「音声標識ガイドシステム」の設置個所を増やすよう要望する。

【担当】
都市交通局鉄道ネットワーク企画担当
電話：06-6208-8787

大阪市高速電気軌道(株)(OsakaMetro)における可動式ホーム柵の設置につきましては、これまで開業に合わせて設置した今里筋線に続き、既設線である長堀鶴見緑地線や千日前線に設置するなど、路線単位を基本に進められてきました。

令和2年5月に、OsakaMetroが発表した「中期経営計画」では、利用者10万人/日以上との駅と御堂筋線の全駅を2021年度までに、堺筋線全駅(注1)を2022年度までに、中央線及び四つ橋線全駅(注2)を2024年度までに、谷町線全駅を2025年度までに可動式ホーム柵を設置することが示されています。

本市においても、これらの可動式ホーム柵整備はプラットフォームからの転落や列車との接触事故の防止対策として重要かつ急務であると認識しており、厳しい財政状況の中ではありますが、国が行っている地下高速鉄道整備事業費補助の制度と協調してOsakaMetroに対し補助金を交付し、「中期経営計画」で示された内容が着実に整備されるよう支援してまいります。

(注1、注2)OsakaMetroは、昨年度の計画から、四つ橋線と堺筋線については、下表のとおり、前倒しで設置する計画に見直しています。

	平成31年4月計画	令和2年5月計画
堺筋線全駅	2025年度までに完了	2022年度までに完了
四つ橋線全駅	2025年度までに完了	2024年度までに完了

災害時に障がい者が速やかに安全な場所に避難でき、かつ、コロナ禍で感染が危惧される中、避難所においても適切な対応が受けられるよう、全市域で避難訓練や予めの福祉避難所への登録などの事前準備等を行うことを要望する。

【担当】
危機管理室 危機管理課
電話：06-6208-7380

本市においては、障がい者や高齢者などの要配慮者の方への避難対策について、地域の自主防災組織による避難支援の取組みが効果的に進展するよう、区役所と連携して地域防災力向上アドバイザーを地域の防災訓練などに派遣し、自主防災組織の活動の支援を行っております。

災害時避難所においては、要配慮者の方に安心して避難所生活を送っていただけるよ

う、「避難所開設・運営ガイドライン」に要配慮者等の方の特性ごとに必要な対応を記載し、その周知を図っているほか、何らかの特別な配慮を必要とする方についての「福祉避難室」を確保する等の取組みを行っております。

また、新型コロナ禍における災害時避難所の運営に関して「避難所開設・運営ガイドライン別冊」を新たに作成し、新型コロナ禍における避難所での感染拡大防止に関して周知を図っているところです。

更に、災害時に一般の避難所では対応できない要配慮者の方のための福祉避難所の確保を進めており、障がい児・者施設や高齢者施設を中心として、344施設(令和2年4月1日現在)と協定締結済みとなっております。

なお、福祉避難所は、災害発生時に指定されている施設の建物の安全確認や運営のための人員確保、受け入れ可能人数の調整を行った後、準備が整い次第、開設可能な施設から順次開設を行っているため、福祉避難所への受け入れが必要と思われる要配慮者についても、まずは災害時避難所へ避難していただいております。今後とも、要配慮者支援の取組みの促進に努めてまいります。

障がい者にとって社会参加の重要な機会である障がい者スポーツの発展充実ならびに、東京パラリンピック開催後のパラスポーツのさらなる振興のため、老朽化した長居障がい者スポーツセンターの建て替え等を要望する。

【担当】
福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課
電話：06-6208-8075

長居障がい者スポーツセンターは、「障がいのある方がいつ一人で来館しても指導者や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむことができる」という基本方針のもと、スポーツを通じて障がい者の自立と社会参加を目的として、昭和49年に全国で初めて開設した、障がい者専用のスポーツ施設です。

これまで、専門性の高い指導員を配置してスポーツ指導に当たるほか、各種スポーツ教

室や競技大会の開催、スポーツクラブやボランティアの育成等にも先駆的に取り組み、平成9年に開設した舞洲障がい者スポーツセンターとともに、全国の障がい者スポーツの発展を牽引してまいりました。

長居障がい者スポーツセンターは開設から46年が経過し、老朽化の現状、障がい者スポーツを取り巻く環境の変化、利用者の増加やニーズが多様化する中、2020東京パラリンピック競技大会を控え、障がい者スポーツに対する関心の高まりを契機として、障がい者スポーツをより一層振興していく必要があります。障がい者スポーツ振興を通じた共生社会の実現に向け、長居障がい者スポーツセンターは重要な拠点施設であります。開設から46年が経過し、施設の老朽化の現状や新たな障がい者スポーツのニーズも踏まえ、施設整備の方向性の検討を進めているところです。

長年住み慣れた地域で住み続けることは、大阪市域に居住するすべての障がい者の願いであるが、国の示しているグループホームの設置基準では、定員数について1つの建物への入居を最大20名としている。大阪市でもグループホームの整備促進の観点より、国基準での設置を認めるよう要望する。

【担当】
福祉局 障がい者施策部 障がい支援課
電話：06-6208-8245

本市においては「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の基準第210条の解釈通知において、「指定共同生活援助事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気の下、指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連携を確保する観点から、入居施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されること」とされていることを踏まえ、グループホームは、家庭的な雰囲気のもと、個別支援を重視した必要なサービスを提供するとともに、地域との交流を